

新型コロナウイルス感染症に係る セーフティネット保証4号の指定期間

■令和3年9月1日(水)まで申請可能です。

■指定期間内に申請した場合、発行された認定書で、9月1日以降でも認定日から30日以内であれば、金融機関又は信用保証協会への申請が可能です。

■認定書の有効期間は認定日から30日間です。期限切れの場合は指定期間内に再申請してください。

新型コロナウイルス感染症に係る 危機関連保証の指定期間

■令和3年12月31日(金)まで申請可能です※

※受付は湘南産業振興財団の営業日(平日)となりますのでご注意ください

■認定書の有効期間は認定の日から30日です。期限切れの場合は指定期間内に再申請してください。

■**危機関連保証の指定期間とは、市区町村からの認定を受けた事業者が、当該保証に係る融資実行を受けることができる期間をいいます。**

■**当該認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会への危機関連保証の申込みが必要であり、かつ、認定書の有効期間にかかわらず、上述の通り指定期間の期間内に融資を実行する必要があります。**

新型コロナウイルス感染症に係る セーフティネット5号全業種指定の指定期間

■令和3年7月31日(土)※まで全業種で申請可能です

※受付は湘南産業振興財団の営業日(平日)となりますのでご注意ください

■指定期間内に申請した場合、発行された認定書で、7月31日以降でも認定日から30日以内であれば、金融機関又は信用保証協会への申請が可能です。

■認定書の有効期間は認定日から30日間です。期限切れの場合は指定期間内に再申請してください。

※受付は湘南産業振興財団の営業日(平日)のみとなります。
土日祝と年末年始はお休みいたしますのでご注意ください。